

福県医発第1674号(地)  
平成20年11月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 横倉 義武  
(公 印 省 略)

### 福祉医療機構による経営安定化資金について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、独立行政法人福祉医療機構において、政府・与党によって打ち出された「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、物価高騰により一時的に資金不足が生じている医療関連施設に対して、融資条件の優遇措置を講じ、また、医療関連施設における建設資金の融資について弾力的な取扱いを行うこととしたものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵  
会長 丸山 泉

年税第36号  
平成20年10月28日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 三上裕



### 福祉医療機構による経営安定化資金について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、医療貸付事業における経営安定化資金について、別添の通り取扱うこととなった旨通知がありました。

これは、政府・与党によって打ち出された「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、独立行政法人福祉医療機構が、物価高騰により一時的に資金不足が生じている医療関連施設に対して、融資条件の優遇措置を講じ、また、医療関連施設における建設資金の融資について弾力的な取扱いを行うこととしたものです。

つきましては、貴会におかれましては、本件についてご了解いただくとともに、会員への本件の周知につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。



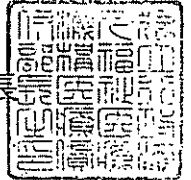
医業第1021002号

平成20年10月21日

社団法人 日本医師会 会長 殿

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付部長



医療貸付事業における経営安定化資金の取扱い及び  
建設費高騰への対応について

医療貸付事業の実施につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、政府・与党においては、原油や食糧価格の高騰による物価高や景気減速を受けて「安心実現のための緊急総合対策」を打ち出し、中小企業の支援や国民の生活への不安の解消をするために、緊急度や必要な手続きを踏まえながら様々な施策を段階的に実施しているところです。この取り組みの一環として、当機構においては、物価高騰の影響により一時的に資金不足が生じている医療関連施設に対して、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金により対応いたします。

また、昨今の建築資材の高騰等を受け、医療関連施設の建設費が当初の予定額を大きく上回る事態が少なからず発生し事業の推進に支障をきたしているとの指摘が寄せられています。こうした事態に対応するため、医療関連施設における建築資金の融資については、弾力的な取扱いを行うこととします。

融資の取扱いについては別紙のとおりとなっておりますので、貴職におかれましてはご了知の上、関係者への周知及び指導方よろしくお願い申し上げます。

## 1. 物価高騰に伴う経営安定化資金の取扱いについて

### (1) 貸付対象及び資金使途

物価高騰により経営に必要な資金が一時的に不足している病院、診療所及び介護老人保健施設の経営の安定化を図るために必要な運転資金を融資いたします。

### (2) 融資の条件

|       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 融 資 額 | 病院、介護老人保健施設は1億円以内、診療所は4,000万円以内<br>(ただし、担保価額の範囲内の額)           |
| 貸付金利  | 1.7% (平成20年10月21日現在)                                          |
| 融資期間  | 7年以内 (うち据置期間1年以内)                                             |
| 担 保   | 必要に応じて提供していただきます。                                             |
| 保 証 人 | 法人代表者を含め2名以上 (個人の診療所は1名以上)<br>(ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可) |
| そ の 他 | 機構で行う経営診断を受けていただきます。                                          |

※貸付金利については、最優遇金利 (財政投融資資金借入金利と同率) を適用いたします。

### (3) 審査及び適用期間

本融資については、個別案件の状況により融資できないケースもあります。  
なお、適用期間は、原則平成22年3月末までとします。

## 2. 建設費高騰への対応について

### (1) 標準建設費の弾力化

融資額を算出する際に用いる標準建設費については、昨今の建設費の動向を勘案し個別案件の状況に応じて弾力的に対応いたします。

なお、既に当機構に融資申請しているもの (受理済案件) についても同様に対応いたします。

### (2) 貸付内定済案件についての融資額の見直し

既に貸付内定済となっている案件についても、個別案件の状況に応じて、貸付予定額を見直し増額して契約することを検討いたします。

なお、この措置は当然のことながら償還計画が成り立つことが前提でありますので為念申し添えます。